

答 申 第 4 2 号
平成24年11月1日

佐賀市長 秀 島 敏 行 様

佐賀市個人情報保護審査会
会 長 村 上 英 明



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号に基づく諮問について (答申)

佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号に基づき、平成24年10月19日付佐市建指第822号により諮問がありました建築物等の苦情・相談に関する業務の空き地・空き家相談に関する情報の共有化に係る個人情報の目的外利用については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。